

自由権規約第7回日本政府報告に先だつ  
リスト・オブ・イシュー採択に向けてのNGOレポート

2017年7月14日

国際人権活動日本委員会 (JWCHR)

NGO レポート作成協力団体名：

- 日本国民救援会
- 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟
- 東京・教育の自由裁判をすすめる会
- 障がい児の権利を国連に訴える会
- 個人情報保護条例を活かす会 (神奈川)
- 兵庫県レッド・ページ反対懇談会
- 日本出版労働組合連合会
- 消防職員ネットワーク
- JAL 不当解雇撤回原告団

国際人権活動日本委員会 (JWCHR)  
(国連経済社会理事会特別協議資格NGO)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館1階

TEL 03-3943-2420 FAX 03-3943-2431

e-mail: [hmrights@yahoo.co.jp](mailto:hmrights@yahoo.co.jp)

URL: <http://jwchr.s59.xrea.com/>

## 目 次

### 国際人権活動日本委員会 (JWCHR)

1. 個人通報制度 .....	3
2. リスト・オブ・イシュー作成に向けた情報提供 .....	5
(1) 弁護士、裁判官、検察官に対する研修	
(2) 「公共の福祉」の概念	
(3) 死刑囚の処遇と再審	
(4) 代用監獄と自白強要	
(5) 痴漢事件での再審の困難性	
(6) 公職選挙法の言論規制	
3. 治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償 .....	9
4. 東京都の公立学校における国旗・国歌の強制 .....	11
5. (1) 「日の丸・君が代」問題 .....	14
(2) 「障がい児の性教育」問題	
6. 国旗・国歌への起立斉唱の強制 .....	16
7. 生きているうちにレッド・ページ犠牲者に名誉を.....	19
8. 教科書検定制度を改善するよう勧告を.....	20
9. 消防職員に団結権の保障を.....	22
10. 日本航空解雇事件 .....	24

## 1. 個人通報制度の着実な実現を 第一選択議定書の早期批准を促して頂きたい

1、わが国際人権活動日本委員会（JWCHR）は日本政府に対し、自由権規約の第一選択議定書の早期批准を促し、個人通報制度を実現させて、停滞する人権状況の改善を図るべきだと勧告して頂きたい。

2、日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くになっても、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。

3、私たち国際人権活動日本委員会は、これまで外務省及び法務省に批准促進を陳情してきた。これらの省庁は、批准したら起こりえる事態に対応できるように長年にわたり研究を重ねてきたから、いつ批准されても日本政府は十分に対応できると答えてきた。

しかし、自由権規約委員会が第一選択議定書の報告審査の機会ごとに批准を促す勧告をこれまで度々しているにもかかわらず、日本政府は報告審査の機会ごとに批准は「鋭意検討中」の常套句で答えをはぐらかし、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

4、自由権規約委員会は、日本政府に対し、「『公共の福祉』の保護のための人権制約と自由権規約の両立』がどうなっているかを審査の度ごとに問いかけている。これは日本国憲法の『公共の福祉』概念が自由権規約のもつ人権の国際的水準への到達を著しくこれを阻んでいるがゆえに、その懸念を表明していると云える。このことは日本政府が個人通報制度を阻んできたことの結果とも云える。最高裁をはじめ、日本の地方裁判所は、自由権規約を十分に検討することもせず、規約の解釈も適用も疎かにしてきただけでなく、度々この規約に反する結論を導き出して来た。しかし、個人通報がなされ、それが自由権規約委員会の各委員の目に触れる機会が閉ざされているゆえに、自由権規約委員会からの規約違反の見解(View)に接することもない。下級審裁判所は最高裁の動向さえ伺っていればよいと云う、誠に内向きの姿勢に終始してきたのである。日本裁判所には、規約違反を咎められる恐れがないだけに、委縮することも遠慮することもなく、国際人権水準外れた結果を出すことを躊躇しない。

5、最近起きた自由権規約26条違反の1例を紹介したい。日本が第一選択議定書を批准していれば、先例に倣い、救済を受けられたに違いないケースである。

妻を公務災害で亡くした田村和夫氏は遺族補償年金を申請したが、妻の死亡時、夫は55歳未満であったとして支給を受けられなかった。夫が死亡し妻が申請する場合には妻の年齢には要件はない。田村氏はこれを不当な差別的規定であると争ったが、2017年3月21日最高裁は、遺族補償年金を社会保障制度と位置づけ、男女間の平均的な賃金額の格差等妻が置かれた社会的状況に鑑みれば、妻につき年令に関わらず、「一般に独力で生計を維持することが困難」として設けられた区別が合理的な理由を欠くとは言えないとして、田村氏の上告を棄却した。

規約人権委員会は、本件と同様の寡婦年金問題で、社会実態に依拠する男女の差別取り扱いを26条違反と認定してきたが（例えばパウゲル対オーストリア事件（通報 No. 415/1990）、日本は個人通報制度を導入していないので、田村氏は本件について規約人権委員会に個人通報することができない。

6、こうした弊害を打破するために、自由権規約の第一選択議定書の早期批准を強く日本政府に勧告するよう求めたい。

## 2. リスト・オブ・イシュー作成に向けた情報提供

### <規約第2条関連>

#### (1) 第6回総括所見 Para6に関して

規約委員会から、規約の適用及び解釈が下級審を含めあらゆるレベルで弁護士、裁判官及び検察官に対する専門職業的研修の一部となることを確保するよう求めるとの勧告がなされているが、情報開示制度を使って開示された情報によれば、裁判官に関しては、研修は「国際人権規約と司法」など、一般的な表題の講演を行っているだけである。その頻度は1年に一度、2時間だけで、聴講者は新任判事、新任判事補（それぞれ100人前後）と、部総括裁判官に限られている。全国の裁判官数は現在、3814人（2016年度）である。そのうち部総括に昇進できるのはごく一部で、昇進までに通常10年かかると言われる。そのため、ほとんどの裁判官は、委員会の勧告についての最新で詳細な情報を受ける機会がありません。

検察官にいたっては、最高検察庁が開示した情報には、勧告に従った、または勧告に応じた専門職業的研修を行ったことをうかがわせるものはない。

#### [要望]

委員会においては、日本政府に対して、裁判官や検察官が規約を守るようになるために必要な専門職業的研修を行うように繰り返し勧告してほしい。

#### (2) 第6回総括所見 Para22に関して

規約委員会は、「公共の福祉」の概念が曖昧で制限がなく、規約の下で許容されている制限を超える制限を許容し得ることに、改めて懸念を表明しています。

与党である自民党発行の改憲草案解説パンフレット（13頁）には“公共の福祉”よりも“公の秩序”の方がより広く人権を制限する概念であるかのような誤った解説があります。以下に引用します。

*従来の「公共の福祉」という表現は、その意味が曖昧で、わかりにくいものです。…意味が曖昧である「公共の福祉」という文言を「公益及び公の秩序」と改正することにより、その曖昧さの解消を図るとともに、憲法によって保障される基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにしたものです。*

ここには、同じ“公の秩序”という用語を使うことで、国際社会に対してはそれが厳格な基準であるかのように装いつつ、国内では従来の「公共の福祉」による場合よりも、より広範な人権制約を図ろうという意図が表れています。

#### [要望]

委員会においては、規約の下で許容されている制限を超える制限は締約国である以上行うことができないこと、まして、現在の“公共の福祉”による制約よりも、より広く規約上の人権を制

限しようとする試みは絶対に認められないことを、日本政府に対して明確に表明してほしい。

### <規約第6, 7, 14条関連>

#### (3) 奥西死刑囚の獄死と再審事件の長期化の原因(第6回総括所見 Para13)

1962年に起きた殺人事件の犯人として死刑判決を受け、以来、半世紀にわたり再審開始を訴えてきた名張毒ぶどう酒事件の奥西勝死刑囚が2015年10月4日、89歳で獄死した。勝さんは事件発生以来、1964年無罪判決、2005年再審開始決定、2010年再審取り消し決定の破棄決定という形で、3度にわたり有罪立証への合理的疑いを指摘されてきたが、そのたびに検察側が上訴し、死刑判決が維持されてきた。

自由権規約委員会の第6回審査の時点で勝さんは高齢で危篤状態となっていたため、当会は「勝さんには時間が残されておらず、証拠開示と再審開始が緊急の課題である」と、強調した。

この審査で委員会は、“不当な死刑判決に対する安全装置を即時に強化すること” “とりわけ、すべての検察側資料への弁護側の全面的なアクセスの保障” が重要であることを勧告し、さらに、緊急性を考慮して一年以内のフォローアップを求める総括所見を採択した。

弁護団と支援者は裁判所、検察庁に勧告の即時履行を強く求めてきたが、当局は証拠開示を怠ってきた。

証拠を隠したまま死刑囚を死なせてしまった当局の責任は重大である。

現在、勝さんの妹・岡美代子さんが再審請求を引き継ぎ、第10次請求が行われているが、美代子さんも86歳である。再審裁判の多くの関係者が高齢化、死亡している。殺人罪で有罪とされた阪原弘は75歳で死去した。袴田巖(81歳)、宮田浩喜(83歳)、原口アヤ子(90歳・女性)は高齢化し精神疾患を持っている。

長期化の最大の原因は、無罪判決や再審開始決定に対する検察側の上訴と、証拠開示への抵抗にある。

#### [要望]

委員会におかれては、現行法下においても法務省、検察庁は即時に以下の事項を行うことができることを勧告していただきたい。

- 1) 無罪判決や再審開始決定に対する上訴を控えること。
- 2) 弁護側に対する検察側証拠の全面開示を保障すること。

### <規約第7, 9, 10, 14条関連>

#### (4) 代用監獄及び自白強要(第6回総括所見 Para18)

刑訴法改正案の叩き台を作った法制審議会特別部会には警察・検察関係者が大きなウェートを占め、彼らは「真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能」を擁護することに成功した。その結果、2016年5月に成立した改正刑訴法には、第6回総括所見 Para

18で委員会が指摘したポイント——①起訴前の保釈制度、②弁護人の取調べへの立会い、③取調べ時間の厳格な制限等——は全くもりこまれていない。

一見すると「成果」と見える取調べの録音・録画の導入も、対象となる事件は裁判員裁判など全体の2%に限定され、しかも取調官が「記録をとると被疑者が十分な供述をすることができない」と認めたときは録音・録画をしないという例外規定が盛り込まれた。

さらに、法案審議中に判決が出た今市事件が、改正案の重大な抜け穴を浮き彫りにした。この事件の被疑者は別件で逮捕された勾留中、録画がない段階で殺人事件の自白を強要された。そして、取調官に完全に屈服した時点から殺人事件での取調べの録画が始まり、これが有罪の決定的な証拠となった。これでは警察・検察が「自白」の部分録画をとるために自白偏重捜査をさらに強める危険がある。

#### **[要望]**

委員会においては、取調べの可視化の趣旨が、自白強要の取調べが行われたか否かの検証が事後的になされるようにすることによって、自白強要がなされないようにすることにあること、そして、それゆえに、全事件の取り調べの全過程の可視化がどうしても必要であることを勧告してほしい。

### **<規約第14条関連>**

#### **(5)痴漢事件での再審の困難について**

日本の大都市圏では通勤時間に電車などの交通機関が異常なまでに混雑するため、乗客同士の体が密着することが避けられない。そのため「痴漢」と言われる車内での女性に対するわいせつ行為がはびこってきた。

90年代から痴漢の摘発が強化されたが、それとともに冤罪が急増した。混雑した車内では、犯人と別人を間違えたり、鞆の接触を痴漢と勘違いするなどの間違いが起ころう。しかし、一度「この人、痴漢！」と名指しされた男性は、日本の刑事手続の欠陥の中で意に反する自白を強要されたり、裁判で無実を訴えても被害者女性の供述に高い信用性が認められて有罪となるケースが多い。この「痴漢冤罪」は現代の魔女裁判と恐れられ、最近では「痴漢！」と名指しされた男性がホームから逃走を図り、電車に轢かれて死亡する事件まで起きている。

さらなる問題は、痴漢事件では再審を求めることが事実上不可能だということである。そもそも触った、触らないの争いで証拠が少ない上、確定判決までに全ての争点が消化される。そのため再審開始の条件である、確定判決の判断に異議を唱えるための新規性をもった証拠をそろえることが出来ない。

小林事件は、有罪が確定した痴漢事件で最も再審開始が有力視された事件だった。事件当時、小林は膠原病に由来する全身性強皮症による激痛のため指を動かさず、わいせつ行為は出来ないと主張したが認められず、実刑判決を受けた。小林と弁護団は新たに専門医の鑑定で指を動かさないことをいっそう明確に証明したが、裁判所は「新規性がない」として請求を棄却した。

## [要望]

痴漢事件のように、供述証拠だけしかない事件においては、立証責任が検察官にあるという刑事裁判の原則をとりわけ厳格に運用する必要があること、また科学的知見に基づく鑑定人の意見を尊重する科学的合理的態度が日本の裁判官には求められることを指摘してほしい。

## <規約第18, 19, 25条関連>

### (6)公選法の言論制限は広範で継続的な人権侵害(第6回総括所見 Para22)

公職選挙法は「公共の福祉のため」という理由で選挙期間中の候補者、市民の言論表現活動を包括的に禁止している。警察は法律で許された行為以外を犯罪とみなし、1950年の同法の公布以来、60年以上にわたり、文書配布や戸別訪問で9万人以上の人びとを検挙してきた。呼び出しや警告、捜索を受けた市民の数は数え切れない。こうした制限は、有権者全般の政治参加を萎縮させる効果を持つ、広範で、かつ、継続的な人権侵害といえる。

例えば2015年の福崎町長選挙では、候補者の後援会から後援会員に届いた後援会だよりを警察が町内全域で回収してまわった。警察は「おたくは後援会員か」「誰に投票したか」などの聞き込みを行ない、後援会役員多数を呼び出した。その一人は明確に拒否しているにも関わらず、5カ月に100回以上も呼び出しを受けた。同様に養父町議選挙でも教え子に手紙を出した80代の元教諭が3年間呼び出しを受けた。

そのため自由権規約委員会は1993年以降、勧告を繰り返し、ゼネラルコメント34（パラ37）でも日本の選挙運動規制が規約に適合しないことを指摘。前回審査の総括所見（パラ22）で、「表現の自由に対するいかなる制限の押しつけも控えること」を勧告した。2016年には言論表現の自由に関する特別報告者デビッド・ケイ氏も人権理事会に対するレポート(A/HRC/35/22/Add.1/para57.71)で、「現行の規制が不必要・不均衡であること」を指摘した。

当会も1990年代から立法府、行政府、司法府に対して勧告の履行を訴え続けており、2016年には衆議院で野党議員がこの問題を取りあげ、法務大臣に勧告の履行を求めた。

## [要望]

委員会におかれては、日本政府に対して、改正を待たず、直ちに公選法規定の発動を中止して、委員会の勧告を履行するよう勧告をしてほしい。



### 3. 「治安維持法」の現代版＝「共謀罪」を許さないために

#### 治安維持法犠牲者への謝罪と賠償の実現を日本国政府に勧告をして下さい

第一次世界戦争後から第二次世界大戦終結までの20年間（1925年～1945年）、日本では、他国への侵略と植民地支配に反対し、国民主権を主張して闘い抵抗した人々は、治安維持法にもとづき特別高等警察などの官吏によって暴虐と凌辱が加えられました。現在までに、小林多喜二など93名が虐殺されたことが判明しています。獄死者は400名余、逮捕投獄、拘束され拷問された被害者は数十万人に及びました。治安維持法は日本国内だけでなく、植民地朝鮮ではさらに激しく猛威を振るい、同法によって80余名の死刑が執行されました。国家が国策である戦争に反対して抵抗した人々は、国賊、非国民、売国奴などと罵られ暴虐と凌辱の人権侵害を受けました。これらは、第2次世界大戦後の国際連合総会によって策定された自由権規約第7条、第18条に違反する人道に反する犯罪行為でした。治安維持法は戦後1945年に廃止されましたが、戦後70年以上になる今日に至るもこの悪法によって弾圧された人々の名誉は回復されず、一切の補償・賠償もされていません。国家によって、国賊、非国民、売国奴などと罵られた人権侵害は今日もなお回復されず継続されています。このことが人権侵害を受けた被害者や遺族・親族の少なくない人々に肩身の狭い思いを強いてきました。そして、今日の日本政府があゝの侵略戦争を「アジア解放のための戦争であった」「自存自衛の聖戦」と歴史を偽り、再び戦争できる国にしようと暴走を続けているのです。歴史の逆流を阻止するためにも、政府に治安維持法犠牲者への人権侵害を認めさせ、謝罪と補償を直ちに実現すべきと考えます。

#### 国際人権・人道法の見地からの戦後処理を

2008年に続いて2014年の自由権規約委員会の総括所見でも、「従軍慰安婦」制度の法的責任と犠牲者救済に重大な関心を示されていることに共鳴するものです。人権・人道に反する罪として清算されていないもう一つの問題が治安維持法の犠牲者たちです。日本政府は人権規約を批准した1979年以前のことについては応えることは適切でないとしながら、戦前の人権侵害である「従軍慰安婦」については、2008年に行われた自由権規約第五回日本政府報告審査の審議及び最終見解に応じて日本政府は「取り組み」を述べています。また、2014年の自由権規約第六回日本政府報告審査でも同様の態度をとりました。

「自由権規約批准以前のこと」という理由で治安維持法の犠牲者への謝罪と賠償を無視し続けることは許されません。治安維持法の犠牲者の多くは、アジア太平洋戦争以前から他国への侵略と植民地支配に反対し、抵抗して闘った人々です。ポツダム宣言では「日本国民の間における民主主義的傾向に対する一切の障害を除去すべし」と規定されているように彼らの抵抗の闘いは評価されました。時効不適用条約の早期批准とあわせ、自由権規約第7条、第18条の遵守という国際人権・人道法の見地からも一刻も早い問題解決が求められています。

#### 「治安維持法の亡霊」＝共謀罪復活の危機

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟が、1995年に人権小委員会に提出した通報の内容は、「治安維持法が人権侵害の悪法であったことを認め、犠牲者に対して謝罪と賠償を行うよう日本政府に勧告を」というものでした。今、日本の政府は、テロの脅威を口実に「現代版治安維持法」と言われる「共謀罪」（政府は「テロ防止法」という）法案を国会に提出し、現在開催中の国会で十分な審議もなく成立されました。貴委員会から日本国政府に対し、「治安維持法は人権侵害の悪法であったことを認め、犠牲者に対して謝罪と賠償を行うよう」勧告していただくことを期待しています。

貴委員会が第7回日本政府報告審査で、治安維持法犠牲者の問題を国際人権法に照らして厳格に指摘がなされること、この問題を日本政府報告審査のリスト・オブ・イシューにリストアップし、日本国政府に対して報告を求める措置をとられるよう強く要望します。

#### 4. 東京都の公立学校における国旗・国歌の強制 ～人権侵害は繰り返されている（18. 19条違反）

##### A. 論点

1. 東京の公立学校の入学式・卒業式において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することを教職員に命ずる東京都教育委員会の通達は自由権規約18条・19条違反である。
2. 締約国においては「『公共の福祉』を理由とした基本的自由の制約」に対する自由権規約委員会の懸念・勧告（CCPR/C/JPN/CO/6 para22）が尊重されていない。
3. 裁判所は自由権規約を判断基準として援用することに消極的である。

##### B. 自由権規約委員会の勧告・懸念

4. 「公共の福祉」を理由とした基本的自由の制約に関する過去の勧告一覧（第3回～第6回総括所見）
  - ・ 1993/11/4 第3回（CCPR/C/JPN/CO/3 para8）      ・ 1998/11/19 第4回（CCPR/C/JPN/CO/4 para8）
  - ・ 2008/10/30 第5回（CCPR/C/JPN/CO/5 para10）      ・ 2014/7/24 第6回（CCPR/C/JPN/CO/6 para22）
5. 「最終見解 para22」が対象とする人権制約  
第6回審査では、国旗国歌強制の問題がList of Issues para 17 で取りあげられ、「最終見解 para22」はLOI para17 に完全に対応している。従って、我々は para22 の「規約の下で許容されている制約を超える制約」には国旗国歌の強制が含まれると解釈している。しかし政府は、para22 は一般論であるからいかなる具体的措置もとる意志はないという態度である。

##### C. 現状

6. 現在も教職員への強制、処分は進行中  
14年前の「10. 23通達」（2003）以来、毎年卒・入学式のたびに処分される教職員の数は累計480名に上る。公教育の担い手としての教職員の責務に忠実であろうとして、子どもたちの思想・良心の自由の侵害に手を貸すわけにはいかないと考え、不利益覚悟で不服従を貫く教職員は後を絶たない。
7. 被処分者に対する「再発防止研修」  
都教委は、処分の後、同じ違反行為を行わないよう反省を迫る研修を課す。しかし教育者としての信念に基づく行為に反省を迫るということは、信念の変更を迫ることに等しい。当該教員は研修を通して、思想の露頭（disclosure）と変更を迫られている。  
研修は3ヶ月に及ぶ。研修センターでの研修は、あたかも受講者が犯罪者でもあるか

のように警備員が入口から研修の部屋まで廊下に配置された密室で、1人の受講者を4人の職員と校長が取り囲んで行われる。一方的に講義し質問も受け付けず、資料の持ち帰りも禁止されている。3時間に及ぶ研修で休憩時間わずか15分、受講者がトイレに行く時でさえ、警備員がついてくる。受講者の中にはまるで拷問を受けているようだったという者もいる<sup>(1)</sup>。

#### 8. 生徒に対する強制

卒業式で実際に生徒が起立しないと担任の教員が処分される。卒業式の『進行表』は「不起立生徒がいる場合は式を始めない」と書き込むことを命じられる。このようにして都教委は、生徒に起立斉唱の圧力をかけている<sup>(2)</sup>。

#### 9. 一般人に対する強制

「板橋高校卒業式事件」では、一般市民の国旗国歌強制に対する異議申立に対して「公共の福祉」を理由に刑事罰を科した。過剰な刑事罰は強制に反対する全ての人の「意見を持つ自由と表現の自由」に深刻な「萎縮効果」を生んでいる。

#### 10. 国家による教育統制の道具として使われる『国旗・国歌』

政府による教育への介入が強化されている。2014検定基準改定で年教科書に「政府見解の記述」が必須化された。国立大学や幼稚園・保育園に対して儀式における国旗国歌形容斉唱が強く要請されている。

### D. 締約国の各機関のパラ 22 に対する対応

#### 11. 複数NGOが、パラ 22 の即時執行を求めて、国内諸機関に要請を行ったが、いずれの機関も、勧告に取り組む責任を回避。

(1) 都教委は地方自治体の条約遵守義務を否定している。ある役人は「国が批准した国際人権規約などについて答える立場にありません」と答えた。

(2) 文科省はパラ 22 が自らの所管であることを否認している。外務省、法務省も同様の姿勢である。

### E. 日本の裁判所は「公共の福祉」を理由として、自由権規約に規定された制約を超える人権制約を認めている。

#### 12. 日本政府が引用した本件最高裁判決文 (CCPR/C/JPN/Q/6/Add. 1 para187~190) の中には、確かに「公共の福祉」という言葉こそ使われていないものの、基本的自由を制限する理由として「秩序の確保」や「式典の円滑な進行」あるいは「儀式的行事における儀礼的所作」という、ほとんど「公共の福祉」と同類の、一般的包括的人権制約概念が用いられている。

#### 13. 他にも表現の自由を「公共の福祉」概念で制約した最高裁判例がある。二つの裁判において、最高裁は自衛隊官舎や民間のアパートの郵便受けに政治的なチラシを配布した一般市民に「住居侵入罪」の有罪判決を下した。

## F. List of Issues に盛り込むべき質問案

14. 君が代強制に服従しなかった教員に対して、歴史観ないし世界観及び教育上の信念の変更を迫る「再発防止研修」を課しているという報告に対して、コメントを願いたい。
15. 地方公共団体における条約遵守義務及び勧告尊重義務について、日本政府の立場を説明されたい。
16. 日本の裁判所は国家シンボルの強制を含む基本的自由の制約を判断する際に、自由権規約に規定された厳しい条件を採用していないという報告に関してコメントを願いたい。

(注)

- (1) 原告による法廷陳述 (英語)

<http://wind.ap.teacup.com/people/html/2017628rps.pdf>

- (2) 生徒に対する強制の他の事例は「生徒に対する人権侵害」というタイトルで以下の報告書の60～62 ページで報告されている。PARALLEL REPORT FOR THE CONSIDERATION OF THE 6<sup>th</sup> PERIODIC REPORT OF THE GOVERNMENT OF JAPAN SUBMITTED TO THE HUMAN RIGHTS COMMITTEE by JAPANESE WORKERS' COMMITTEE FOR HUMAN RIGHTS (JWCHR). (「自由権規約委／第6回日本政府報告に対するカウンターレポート」 国際人権活動日本委員会)

[http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CCPR/Shared%20Documents/JPN/INT\\_CCPR\\_NGO\\_JPN\\_1](http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CCPR/Shared%20Documents/JPN/INT_CCPR_NGO_JPN_1)

4885\_E.pdf

## 5. 「日の丸・君が代」問題（規約第18条・24条）

### A. リスト・オブ・イシュー案

私達は貴委員会が日本政府に対して以下の質問をされるよう提言する。

東京都教育委員会は、卒業式等において、障がい児の権利を侵害している、との報告がある。委員会は、権利侵害に対する政府見解を求める。

- ①思想・良心の自由の権利を侵害している。(18条違反)
- ②健康・安全に生存する権利を侵害している。(2、16、24条違反)
- ③移動の自由の権利を侵害している。「合理的配慮」違反。(2、24、26条違反)

### B. 自由権規約委員会勧告への政府対応

CCPR/C/JPN/CO/5, Para. 17に対し政府は、自らに有利な判決部分のみを報告した。111会期中Para17に一切触れなかった。子どもへの人権侵害の指摘にも無回答だった。CCCP/C/JPN/CO/6, Para. 22に関し、我々は2015年文科省、外務省、法務省へ直接交渉4回、質問書送付を7回行った。政府は「日の丸・君が代」問題は勧告22に関係しないと回答。侵害改善に全く取り組まない。

### C. 東京都教育委員会による卒業式などでの人権侵害は継続している。

18条, 2条, 16条, 24条, 26条違反

C-1 教職員への国旗国歌起立斉唱命令と処分は続き、より強まっている。被処分者数480名(2017.4現在) 18条違反。

C-2 障がい児の人権は、東京都教育委員会によって侵害され続けている。18, 2, 16, 24, 26条違反

#### C-2-(1) 18条違反。

お尻を持ち上げるなど身体的暴力・心理的圧迫により起立を強要されている。子どもの権利条約12, 13, 14, 29条及び障がい者権利条約7, 21, 24条にも違反。

#### C-2-(2) 2, 16, 24条違反。

教職員の「君が代」起立中、人工呼吸器の緊急音が鳴っても処置を受けられない、トイレに行きたくても会場外に出られないなど、健康・安全に過ごす権利を奪われている。子どもの権利条約3, 23, 24条及び障がい者権利条約7, 10, 17, 24, 25条にも違反。

#### C-2-(3) 2, 24, 26条違反。

障がい児が自力で車椅子を操作して動くためには、バリアフリーのフラットな会場が必要である。しかしフロア会場は10.23通達により禁止された。障がいに対する合理的配慮が禁じられ、障がい児は自力で動くことができなくなった。尊厳が傷つけられている。子どもの権利条約2, 5, 23, 28, 29条及び障がい者権利条約12, 14, 20, 24条にも違反。

### D. 問題の背景

ナチ・ドイツの「ハーケンクロイツ」に当たるのが「日の丸」である。日本は侵略のシンボルであった「日の丸・君が代」を敗戦後も国家シンボルにし続けているため国内外で戦争責任の観点から根強い反対意見がある。しかし政府は、学校教育を通じて「日の丸・君が代」への敬意表明行為を子ども・教職員へ強要してきた。特に東京都は右翼都知事石原時代2003年10.23通達・実施指針を発出し、子ども中心から国旗国歌中心の卒業式形式に変えた。そのためとりわけ障がい児の人権において問題が起きている。

#### E. 勧告案提言

委員会は、10.23通達及び実施指針によって、教職員や子ども、とりわけ障がい児の人権に深刻な被害がでていることを認識し、深く憂慮する。

委員会は、国が、事態是正のために直ちに必要な措置をとることを勧告する。

### 「性教育問題」(規約2条、3条、24条)

#### A. リスト・オブ・イシュー案提言

私達は貴委員会が日本政府に対して以下の質問をされるよう提言する。

国・東京都は、子どもに対し人権、ジェンダー、セクシュアリティを包括的に学ぶ機会を奪っているとの報告があるが、政府見解を求める。24条違反。

#### B. 自由権規約委員会からの勧告と政府の対応

2014年7月自由権規約委員会からのCCCP/C/JPN/CO/6. Para. 8, 9, 10, 11を実現するための対策が全くとられていない。

#### C. 起きている人権侵害(規約2条, 3条, 24条違反)

子どもたちは、人権としての性、科学としての性を学ぶ機会が保障されていない。特に障がいのある子どもに至っては「性への関心を持たせないほうが良い」との考え方も強く、性に関心を持つことが否定される状況も生まれている。子どもにとって必要な包括的性教育の実施が緊急な課題となっている。

#### D. 問題の背景

1990年代後半から始まった、ジェンダー・セクシュアリティに対する激しいバッシングは、2000年に入ると学校教育の「性教育」攻撃となった。2003年に起きた七生養護学校の性教育バッシングはその象徴的な事件である。東京都教育委員・都議会議員により教材が没収され教員が処分され、性教育実践は壊滅に追い込まれた。保護者・教員が裁判を起し勝訴しているが、教育現場は委縮し、未だに学校での性教育ができない状況が続いている。

#### E. 勧告案提言

日本政府は「性と生殖に関する健康についての教育を学校のカリキュラムに導入すること、10代の妊娠とHIV/AIDSを含む性感染症の予防を含む、性と生殖に関する権利、健康に関する権利を思春期の子どもに十全に知らせる」ことを学校教育に位置付けるよう勧告する。

## 6. 国旗掲揚、国歌斉唱時の起立斉唱の強制が問題とされていることの明記を求める(18条)

### A 論点

- 1 第6回の総括所見勧告22を踏襲した上で、「思想、良心及び宗教の自由」の制限には、「国旗(日の丸)・国歌(君が代)」問題が含まれることを明記すること(第18条、19条)
- 2 第6回の総括所見・勧告22を誠実に理解し・実行しようとする日本政府に対し、勧告の履行を強く促すこと(第2条 40条)

### B 自由権規約委員会の勧告、懸念

2014年勧告22の懸念部分

委員会は、前回の最終見解(CCPR/C/JPN/CO/5, para. 10)を想起し、締約国に対し、第18条及び第19条の各第3項に規定された厳格な要件を満たさない限り、思想、良心及び宗教の自由あるいは表現の自由に対する権利への如何なる制限を課すことを差し控えることを促す。

### C 政府の対応

- (1) 国連に対する日本政府の窓口である外務省は、17の市民団体で作る実行委員会による勧告22に関する質問に対し以下のように文書で回答してきた。(2015年9月7日付けの文書回答)

質問：思想良心の自由の権利に関して、これまでに勧告を受けたことがなく、初めての勧告であることを確認しながら、どのような国内での人権侵害がこの勧告を出させたのか、検討していないのか。

回答：自由権規約委員会は、各国の政府報告の審査を行うに際しては、NGO等による被審査国に対する人権状況に関する意見を広く募集し、参考にしていると承知しているところ、当省として、同委員会がいかなる情報に基づき、お尋ねの勧告を作成するに至ったかについて推測で申し上げることは差し控えたいと思います。いずれにしても、当省は、ご指摘の勧告が含まれる最終見解の発出を受けて、関係省庁、地方自治体等に対して同最終見解をその和文仮訳も付して配布した上で、これらの機関が下部機関を含む関係者に同最終見解を広く周知するとともに、人権の一層の保護・促進に向けた施策を実施するに当たって参考として活用するよう要請しました。

- (2) さらに、敬意の表明行為である起立斉唱を実質的に強制している文科省の回答(2015年1月13日付け文書回答)

回答：自由権規約委員会が「国旗・国歌」の起立斉唱と教職員の処分を問題視しているか



は、最終見解からは判断できない。

- (3) 政府は2014年の国連拷問禁止委員会の勧告に対し、「従う義務なし」との閣議決定を行った。また政府は自由権規約委員会最終見解を各都道府県への送付するにあたって、その表紙に「法的拘束力はない」とあえて明示し、勧告の履行に極めて消極的であった。
- (4) 私たちは勧告の実現に向けて神奈川県教育委員会と交渉を持ったが、国連の勧告が「広く周知」されるどころか、ほんの一部の課にしか知らされておらず、起立・斉唱を強制している高校教育課は、勧告が出されたことさえ知らず、私たちの指摘ではじめて知ったというのが実態である。更に学校現場や子どもたちにこの勧告22を周知することは考えていないと回答している。
- (5) カット

#### **D** 私たちの意見

- (1) 神奈川県教育委員会は2008年より、君が代斉唱時に不起立であった教職員の氏名収集を継続しており、2014年の第6回総括所見が出された後も、その姿勢に変化が無い。また、式前に「起立斉唱をしない自由」があることを生徒に告知することを拒否し、不起立である場合は粘り強く指導するとし、強制の実態が続いている。
- (2) 第6回自由権規約委員会定期審査に向けては、いくつかのNGOが「日の丸・君が代」実施時の起立斉唱の強制、さらにそれを実施しなかった教職員の処分の酷さについて訴えがあった。それ以外に思想、良心及び宗教の自由の制限に関するレポートは存在していなかった。勧告22は明らかに「日の丸・君が代」問題を含むものと私たちは理解している。
- (3) また、日本弁護士連合会も、総括所見が規約第19条だけでなく、規約第18条にも言及した背景には「いくつかの市民グループが、学校における日の丸の掲揚、君が代の斉唱時に起立しなかった教職員に対する懲戒処分」の訴えが「考慮されたと評価できる」と述べている。
- (4) にもかかわらず、最終見解に「日の丸・君が代」という文言がないことを理由に「思想、良心及び宗教の自由」の制限について「いかなる情報に基づきこの勧告が作成されたのか分からない」とか、「『国旗・国歌』の起立斉唱と教職員の処分を問題視しているかは、最終見解からは判断できない」という政府の姿勢は、自由権規約委員会が出した勧告を無にしてしまう暴挙である。
- (5) 政府は勧告の「内容等を十分に検討の上、適切に対処していきたい」とも言っているが、勧告22でなぜこのような指摘を受けたのか理解しようとしなくて、「適切に対処」することなどできるはずもない。
- (6) 勧告を真摯に実現しようとしないうる日本政府は、規約を批准した国としての責任を果たしていない。

#### **E** 結論

以上より、第7回審査に向けたリスト・オブ・イシューの作成に当たって、

- (1) 第6回の総括所見・勧告22においてurge（即実行せよ）と勧告したのに、なぜ具体的な行動を起こさないか、勧告にどこか理解できないところがあるのか、質していただきたい。
- (2) 特に教育に関係の深い勧告22を、学校現場や子どもたちのところにまで知らせる努力をしているか質していただきたい。

## 7. 生きているうちに レッド・ページ者に名誉を

私(大橋豊)は、2008年10月、国連人権委員会 自由権規約第5回日本政府報告に対する「日本からの民の声2008」NO.16として「生きている間に ぜひレッド・ページ者の名誉回復」を提起した神戸市民、現在87歳です。

私は、1944年6月1日、村松陸軍少年通信兵学校に入学しました。アッツ島やグアム島で、日本軍全員玉砕がつづくなか、小学校長は「ぜひ学校から軍人へ」と毎朝、朝礼で訓示しますが、ひとりも手が上がりません。毎朝、号令をかけていた私は、やむを得ず志願しました。

1945年8月15日、カンカン照りの校庭で、私たちは全員整列して捧げ銃をし、玉音放送を聞きました。

1945年11月、軍の紹介で、京都の逓信講習所普通部に入学しました。5人家族の世帯主でしたので、まず給料の半分以上を仕送りするのが第1の役割でした。一級電気通信士になり、兵庫県和田山郵便局と生野郵便局に1年勤務、局長の推薦もあり、逓信講習所高等部電信科に進級しました。敗戦後、京都でも全学連の結成が始まり、自治会を結成、社会科学研究会に参加しました。貧困と戦争が大きなテーマだった私にとって、資本主義が生みの親であり、社会主義をはじめて知りました。

2.1ゼネスト、49年総選挙での共産党35人が当選、神戸から立花敏男、阪神は井ノ口政雄が当選、中選挙区制で勝利と労働運動は輝く時代でした。しかし、父を亡くし、兄が戦死して、5人家族の生活の責任は重く参加しませんでした。

1949年7月、定員法により、戦中から運動していた労働組合員は全員ページされ、次の役員も決まらず、名簿もできませんでした。

私は、1949年7月、日本共産党に入党、全通労働組合、神戸中電支部執行委員に当選しました。1950年8月29日神戸中央電報局(550名)田中辰次局長は、「君は大家族があり、申し訳がありません」と言いながら、国家公務員法違反による免職を通知しました。

ポツダム宣言を受諾し、日本を占領したのは国連軍、そのほとんどがアメリカ軍でした。マッカーサー元帥声明と第3次吉田内閣の1950年5月の閣議決定「共産主義者等の公職からの排除に関する件」が、レッド・ページの要因でした。

最高裁判所は、「超憲法的判断」として、国賠訴訟請求を、2013年4月棄却 却下。2016年6月22日、第3次再審請求を却下しました。

## 8. 出版労連は貴委員会に日本政府が教科書検定制度を改善するよう勧告することを要請します

### (第 19 条 表現の自由)

1. 教科書検定制度は、以下に述べるように市民的政治的自由に関する国際規約第 19 条違反である。よって日本出版労働組合連合会（出版労連）は、貴委員会が日本政府に教科書検定制度を改善するよう勧告することを要請する。
2. 学校教育法は義務教育諸学校および高等学校で文部科学大臣名において検定合格した教科書を授業で使用することを義務づけている。これらの教科書の内容は、学習指導要領（前述の学校の教育課程の内容とその取扱い方を概念的に指示したもので、文部科学省は法的拘束力を有するものと主張している）・同解説（学習指導要領の有権解釈）・教科書検定基準および実施細則（以下これらをまとめて「学習指導要領」という）に従っていなければならないとされる。
3. 教科書内容が実際にそれらに従っているかどうかについては教科書調査官および教科用図書検定調査委審議会が審査し、彼らが合否を判定する。前者は文部科学省の正規職員であり、これは政府が教科書内容を直接的にコントロールできることを意味する。とりわけ社会科では歴史的事象（特に近代史の事象）について「日本政府の統一の見解」すなわち日本政府の主張を教科書に記述することが強制されている。その対象には日本政府が法的に決着済みであると主張している「慰安婦」問題、南京虐殺の犠牲者数、近隣諸国との領土問題が含まれている。
4. 不合格の場合は教科書として発行することはできない。日本政府は第 4 回報告書（CCPR/C/115/Add.3、パラグラフ 176～177）と第 5 回報告書（CCPR/C/JPN/5、パラグラフ 310～312）において、これが第 19 条を制限するものであることを認めながら、教育の水準を確保するために必要であるなどと主張し、一般書として発行することを妨げていないとしてそれを正当化し（同前）、第 6 回報告書では、状況には変化や改善はないにもかかわらず、教科書に関する記述を削除した（CCPR/C/JPN/6）。しかし、発行者は当該図書を教科書として準備したのに発行できないのであるから、表現の自由の侵害であり容認できない。
5. 2018 年度から「特別の教科 道徳」が導入され、検定済み教科書が導入される予定である。少なからぬ教育学者が、この新教科は子どもたちの内心の自由を侵害するものとして懸念している。これは特定の道徳的価値の善悪を政府が決定し、それを教科書に掲載することを強制するので、規約 19 条違反である。日本弁護士連合会は 2014 年 12 月に「道徳」を教科としないよう文部科学大臣に意見書を提出した。出版労連はこの懸念を共有する。なぜなら政府が正しいとして正当化できるとする道徳を子どもたちに植えつける最強の

道具として教科書が使われることになるからである。

6. 国連人権理事会第 35 会期へのデヴィッド・ケイ特別報告者の報告書 (A/HRC/35/22/Add.1) は「当局による学校の歴史教科書作成への干渉、特に日本の第二次世界大戦への参戦および慰安婦問題への干渉について影響があるとされる件についての懸念も〔先行する報告者によって〕報告されてきた。近年、多くの人権機構が、日本における慰安婦問題についての日本政府の限定的な認識について懸念を表明している」(パラグラフ 37) と述べている。それには自由権委員会の報告 (CCPR/C/JPN/CO/6) を含め他に 5 つの報告書が挙げられている。ケイ氏は政府による歴史教育・教科書への干渉を指摘したうえ、「特別報告者は〔日本〕政府に対し、第二次世界大戦への日本の関与について特段の注意を払った上で、教材中の歴史的事象の解釈への干渉を控えること、およびこれらの〔第二次世界大戦中の〕深刻な犯罪について公衆に情報を提供する努力を支援するよう」求めている。
7. 日本出版労働組合連合会はこの報告を歓迎し、貴委員会が教科書検定制度が規約第 19 条違反であることを認定し、日本政府にその改善を勧告するよう強く要請する。

## 9. 消防職員の団結権保障を早期に実現せよ

消防職員ネットワーク (Firefighters' Network-FFN) は、1997 年に結成され、現在約 1000 人の消防職員が加入しています。本会の目的のひとつが、156,000 人の消防職員の悲願である団結権保障を早期に実現することです。1995 年と 1997 年、2008 年に ILO 本部を訪れ、団結権の回復を要請し、自由権規約委員会ほか国際人権機関へのレポートも機会あるごとに提出しています。

### A、論点

#### 自由権規約 22 条 1 項、2 項、3 項に関連して

日本の消防職員に団結権を保障しないことは自由権規約第 22 条に違反しています。日本の消防職員が「警察の構成員」であるとの見解は、日本政府の都合のよい解釈です。端的に言えば、ウソをついているのです。国際法的にみて、また国内的にみて、消防職員に団結権を保障しないことは立法不作為に相当します。

### B、自由権規約委員会の勧告・懸念

この違反に関して自由権規約委員会から日本政府への勧告・懸念等は示されていません。

### C、政府の対応

#### (1) 国際人権規約批准時の日本政府の「解釈宣言」は国際法違反である

日本政府は 1965 年に ILO 第 87 号条約を批准しました。当時、日本政府は消防職員に団結権を保障しないままこの条約を批准したために、この問題を現在まで引きずることになりました。ILO 第 87 号条約第 9 条は下記のとおり規定されています。

- 1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。
- 2 国際労働機関憲章第 19 条 8 に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

また、日本政府は 1979 年に社会権規約と自由権規約を批准する際、次のような解釈宣言をしました。

日本国政府は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約の批准に際し、同条約第 9 条にいう「警察」には日本国の消防が含まれると解する旨の立場をとったことを想起し、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 8 条 2 及び市民的及び政治的権利に関する国際規約第 22 条 2 にいう「警察の構成員」には日本国の消防職員が含まれると解釈するものであることを宣言する。

## (2) 第6回日本政府報告とその後の経過

自由権規約第6回日本政府報告で消防職員の団結権保障問題が下記のように記述されています。

我が国は、1978年に同条2の「警察の構成員」に我が国の消防が含まれるとの解釈宣言を行っているが、消防職員の団結権問題については、1995年に国民的コンセンサスの得られる解決策として消防職員委員会という仕組みを導入した。2005年には、同制度の運用を改善するため、総務省・消防庁と全日本自治団体労働組合との間での議論における合意を踏まえ、意見とりまとめ者制度の創設などの改正を行った。その後、2010年1月に「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」を総務省に設置し、労働者側及び使用者側双方の代表者からの意見及び関係団体からのヒアリング結果等を踏まえ、2010年12月に報告書を取りまとめたところである。

なお、2010年5月21日に総務省で開催された「消防職員の団結権に関するあり方検討会」のヒアリングで、消防職員ネットワークの会長が全国の消防職場の問題を訴え、早期に団結権を回復させるように検討会委員に訴えました。

2012年に日本政府は消防職員委員会を廃止して、消防職員に団結権と団体交渉権を保障することを明言しました。同年11月15日に消防職員の団結権保障のみが国会に上程されました。しかしながら、翌日、衆議院が解散したため、この政府案が審議されることはありませんでした。

## D、意見

### 1、消防職員委員会は団結権の解決策にはならない

消防職員委員会は消防組織法第17条に規定された職務であるので、地方公務員法第52条から第56条に規定された「職員団体」とは全く異質です。つまり、消防職員委員会は団結権の解決策にはならないのです。消防職員委員会は労使の交渉の場ではないのです。

### 2、地方公務員制度改革の一部ではない

消防職員の団結権保障問題は地方公務員制度改革の一部として取り扱われています。消防職員の団結権保障問題はこの40年間、国際法違反としてILO、国連人権規約委員会等で注目されてきました。地方公務員制度改革は審議が進んでいません。

## E、結論（解決のための提言）

消防職員の団結権保障問題は地方公務員制度改革とは別に審議されるべきです。国際的な懸案事項を解決するという取り組みが必要だからです。地方公務員法第52条第5項から「消防職員」を削除し、関連法令を整備するべきです。

私たちは、日本政府が消防職員の団結権に関する、国連・社会権規約委員会の勧告、およびILO結社の自由委員会・条約勧告適用専門家委員会の勧告を遵守し、日本の消防職員の人権が国際レベル（グローバルスタンダード）にまで保障されることを求めています。

## 10. 日本航空は165名の解雇問題の解決のため労働組合と交渉を開け

2010年12月31日、JALは経営破綻を理由に、年齢と一定期間の病歴を基準とし、パイロット(81名)と客室乗務員(84名)を整理解雇しました。この解雇問題は未だ解決しておりません。

2015年2月、最高裁は異例の早さで解雇有効の判断をしました。しかし、一方で、労働組合が解雇回避を求め、労使対等の立場での交渉を確保する為に実施していた争議権投票に対して、嘘と脅しで妨害した事件について、2016年9月23日、最高裁は「憲法28条違反及び、労組法7条に違反する不当労働行為」という決定を下し、厳しく断罪しました。これによって解雇が違法行為のもとに行われ、解雇に正当性が無い事が明らかになりました。

日本航空の経営は、国土交通大臣や厚生労働大臣の「労使で自主的に解決すべき」との国会発言や、「意義ある交渉を求める」といったILOからの三度に渉る勧告も無視しています。現在、乗員組合、キャビンクルーユニオンは統一要求を決定、会社に解決のための交渉を開くよう要求しております。にもかかわらず、会社は、実質的に、解雇問題の解決に向けた労働組合との交渉を拒否し続けています。尊い人間の命を預かる航空会社が法律を守ろうとせず、ILO勧告をもないがしろにするこの姿勢は許されないことです。しかも年齢や病歴を理由に解雇するという事は、世界人権宣言、人権規約にも違反しています。グローバルな航空会社としても大変に恥ずべき事です。

経営状況は順調で毎年2000億円近い莫大な営業利益を上げ続けています。日本航空の経営は被解雇者を一人も職場復帰させないままに、新人パイロットの採用、訓練を再開し、客室乗務員の新規採用は3600名を超えています。

自由権規約第22条に基づき、国と日本航空経営に向けて、当該労働組合との解決に向けた具体的な交渉を行わせるよう、勧告を出して頂けますことを、強くお願い申し上げます。